

災害時初動体制マニュアル

令和6年4月改定

青森県階上町

目 次

1	職員の動員について	2
2	用語について	2
3	災害対策要員について	2
4	消防団員である職員の取扱いについて	2
5	風水害における動員計画	3
6	地震、津波における動員計画	4
7	関係課及びその他の課の別	5
8	配備態勢	6

令和2年4月改定

令和2年7月改定

令和5年7月改定

令和6年4月改定

1 職員の動員について

風水害や地震による災害の発生が予想されるとき、又は発生した場合の職員の動員は、階上町地域防災計画に基づくほか、この災害時初動体制マニュアル（以下「マニュアル」という。）による。

2 用語について

このマニュアル内で使用する用語の意味は、次のとおりとする。

(1) 「関係課」とは

町長が防災と特に関わりがあるものとして指定した総務課、総合政策課、町民生活課、すこやか健康課、介護福祉課、産業振興課、建設課及び教育課をいう。

(2) 「関係課災害対策要員」とは

行政防災GL、政策推進GL、生活環境GL、健康GL、児童GL、国保医療GL、介護GL、福祉GL、農林GL、水産商工観光GL、土木監理GL、学校教育GL、防災担当職員及び関係課長が、災害の警戒及び応急対策に当たることとして指名した職員をいう。

(3) 「その他の課災害対策要員」とは

関係課災害対策要員以外のGL及びその他の課長が、災害の警戒及び応急対策に当たることとして指名した職員をいう。

3 災害対策要員について

各課長は、災害対策要員をあらかじめ定めておき、課内に周知するとともに、総務課長に報告するものとする。

4 消防団員である職員の取扱いについて

消防団員である職員が災害対策要員に指名されるなど、このマニュアルに基づき動員された場合は、町職員の勤務として他職員と同様に代休や時間外手当の支給を行い、それ以外の活動については消防団員としての出動として出動費用弁償を支払う。ただし、災害状況により活動内容を変更した場合は、この限りではない。

5 風水害における動員計画

態勢	配備	状況	町長・副町長・教育長	関係課長	関係課災害対策要員	その他の課長	その他の課災害対策要員	その他の職員	消防団	備考
準備態勢	1号	注意報(大雨、洪水、高潮、強風、大雪、風雪、竜巻)が発表され、危険な状態が予想されるとき。	—	待機	待機	—	—	—	—	総務課及び関係課の職員若干名で対処する。
警戒態勢	2号-1	警報(大雨、暴風、洪水、高潮、大雪、暴風雪)が発表され、危険な状態が予想されるとき。	待機	△	△	待機	待機	待機	待機	総務課から関係課長へ連絡。 災害情報連絡室設置
	2号-2	土砂災害警戒情報が発表されたとき。 各種警報が発表されている状況化で、台風が通過する可能性があり、町内に被害が発生するおそれがあるとき。	○	○	△	○	△	待機	※	災害警戒本部設置
非常態勢	3号	特別警報が発表されたとき。 各種警報が発表されている状況下で、台風が通過する公算が強く、町内に甚大な被害が発生するおそれがあるとき。	○	○	○	○	○	待機	※	各課の災害警戒対策要員が対処する。 災害対策本部設置
		災害が発生し、町長が必要と認めたとき。	○	○	○	○	○	待機	※	各課の災害応急対策要員が対処する。
△印：関係課長の指示により参集 ○印：自主参集 ※印：総務課の指示により参集										

注1 待機となる職員は、所属長の指示により速やかに登庁できるよう態勢を整えておくこと。

6 地震、津波における動員計画

態勢	配備	状況	町長・副町長・教育長	関係課長	関係課災害対策要員	その他の課長	その他の課災害対策要員	その他の職員	消防団	備考
準備態勢	1号	震度4	待機	待機	待機	待機	待機	待機	待機	総務課で対処 状況に応じて災害情報連絡室に移行
警戒態勢	2号-1	震度5弱	○	○	○	○	○	待機	○	災害情報連絡室設置 状況に応じて災害警戒本部に移行
	2号-2	震度5強	○	○	○	○	○	待機	○	災害警戒本部設置
		津波注意報	○	○	○	○	○	待機	※	
非常態勢	3号	震度6弱以上	○	○	○	○	○	○	○	災害対策本部設置
		津波警報	○	○	○	○	○	待機	※	
		大津波警報	○	○	○	○	○	待機	※	
○印：自主参集。消防団は全分団自主参集 ※印：消防団団付、第1、4、6分団自主参集										

注1 災害警戒本部及び災害情報連絡室は、災害対策本部設置時に準じて対処する。

注2 待機となる職員は、所属長の指示により速やかに登庁できるよう態勢を整えておくこと。

注3 震度5弱以上の地震発生の場合、管理施設等のある課においては、パトロールや関係者からの聴き取り等により被害状況を調査し、別紙「管理施設等に係る被害状況報告（地震・風水害共有）」を用いて総務課に報告すること。

注4 震度4の地震が発生した場合、管理施設等のある課においては、積極的な調査はせず、各施設管理者から被害情報があった場合には、速やかに総務課へ報告すること。

7 関係課及びその他の課の別

所属課	関係課			その他の課	
	課長	主な 災害対策要員	主要な業務	課長	主な 災害対策要員
総務課	総務課長	—	—	—	庶務G L
		行政防災G L	防災、消防		—
総合政策課	総合政策 課長	政策推進G L	公共交通、電力	—	—
		—	—		財政G L
税務課	—	—	—	税務課長	賦課G L
		—	—		収納G L
町民生活課	町民生活 課長	—	—	—	戸籍住民G L
		生活環境G L	水道施設		—
すこやか 健康課	すこやか 健康課長	健康G L	避難所開設準備	—	—
		児童G L	避難所開設準備		—
		国保医療G L	避難所開設準備		—
介護福祉課	介護福祉 課長	介護G L	避難所開設準備	—	—
		福祉G L	避難行動要配慮者		—
産業振興課	産業振興 課長	農林G L	農林業施設	—	—
		水産商工観光 G L	水産業施設、漁港		—
建設課	建設課長	土木監理G L	道路、橋梁、河川	—	—
		—	—		都市計画G L
会計課	—	—	—	会計管理者	会計G L
教育課	教育課長	学校教育G L	小中学校	—	—
		—	—		社会教育G L
		—	—		国スポG L
議会事務局	—	—	—	事務局長	事務局次長

8 配備態勢

町の地域内に風水害等及び地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の配備態勢は次のとおりとする。

態勢	準備態勢	警戒態勢		非常態勢
		略号	1号	
概要	災害情報等の収集・共有を実施し、状況により警戒態勢に円滑に移行できる態勢	災害情報等の収集・共有、応急対策を実施し、状況に応じて警戒態勢2号-2に円滑に移行できる態勢	災害情報等の収集・共有し、応急対策を実施し、状況に応じて非常態勢に円滑に移行できる態勢	大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、全庁的に応急対策を実施する態勢
配備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次のいずれかの気象注意報等が発表された場合で以降、警報に変わる可能性が高い場合 ① 大雨注意報 ② 洪水注意報 ③ 高潮注意報 ④ 強風注意報 ⑤ 大雪注意報 ⑥ 風雪注意報 ⑦ 竜巻注意情報 ※気象情報の確認のみ <ul style="list-style-type: none"> ・ 震度4の地震が観測された場合 ・ 八甲田山において噴火警報のうち噴火警戒レベル4以上が発表された場合 ・ 町長が指示したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次のいずれかの気象警報が発表され被害のおそれが高い場合 ① 大雨警報 ② 暴風警報 ③ 洪水警報 ④ 高潮警報 ⑤ 大雪警報（概ね積雪1m以上） ⑥ 暴風雪警報 <ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間から明け方に、前記の事象が予想される場合 ・ 震度5弱の地震が観測された場合 ・ 国民保護に関してJアラートが鳴動した場合 ・ 原子力災害が発生した場合 ・ 三八地方に線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけがあった場合 ・ 町長が指示したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害警戒情報が発表された場合 ・ 気象庁又は県の観測点において、24時間降水量が100mmを超え、その後も30mm/h程度の降雨が2時間以上続くと予想される場合 ・ 記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・ 他都道府県において特別警報が発表された台風又は前線が町又は近傍を通過すると予想される場合 ・ 震度5強の地震が観測された場合 ・ 津波注意報が発表された場合 ・ 北海道・三陸沖後発地震注意報が発表された場合 ・ 町長が指示したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象の特別警報が発表された場合 ・ 震度6弱以上の地震が観測された場合 ・ 津波警報又は大津波警報が発表された場合 ・ 町内に大規模な被害の発生、又は発生するおそれがある場合で町長が必要と認める場合
組織	—	災害情報連絡室	災害警戒本部	災害対策本部
配備決定者	総務課長	災害情報連絡室長	災害警戒本部長	本部長
態勢責任者	総務課長	町長	町長	町長
対応職員	総務課職員 3人	災害警戒対策要員	災害警戒対策要員	全員